

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課)

号外 (10) 平成二十八年 三月三十一日

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 石井 成一

岐阜県公安委員会規則第六号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表海津の部南濃同の項中「南濃町奥条」の下に「南濃町奥条入会地」を加え、同部署所在地同の項中「海津町五町」の下に「海津町日下丸」を加え、同表関の部美濃同の項中「中央一〜八丁目」を「中央一〜十丁目」に改め、同表加茂の部蜂屋同の項中「伊深町」の下に「山崎町、あじさいヶ丘一〜三丁目」を加える。

別表三の表各務原の部各務同の項中「同市」を「各務原市」に、「テクノプラザー二丁目」を「テクノプラザー一〜四丁目」に改め、同部川島同の項中「川島北山町」の下に「川島笠田町」を加え、同表岐阜羽島の部足近同の項中「足近町南之川」の下に「小熊町足近新田」を加え、同部小熊同の項中「小熊町足近新田」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社